

質 問 要 旨

一 新秋田元気創造プランについて

1 モニタリング指標の導入について

答 弁

限られた資源を有効に活用し、成果を重視した県政を推進するためには、PDCAサイクルによる進行管理が重要であり、これまでも政策評価制度の改善を重ねてまいりましたが、現行のプランの評価に当たり、次年度の予算編成の時期までに実績値が判明しない指標があることなどを課題と捉えております。

このため、新プランにおいては、施策の効果を定量的かつタイムリーに把握できる成果指標を設定するとともに、政策評価と実績値の公表にタイムラグが生じる統計データに基づく指標や、社会経済情勢等の外的要因の影響が大きい指標は、適宜適切に動向を注視すべきモニタリング指標として中間的な検証を加え、これまでよりも丁寧な評価を実施することにしていたものであります。

今後は、成果指標と、名称を見直した経過検証指

標等による的確な分析を通じて、エビデンスに基づく実効性の高い施策を展開し、新プランに掲げる目指す姿の実現に向けて力強く取り組んでまいります。

質 問 要 旨

一

2 賃金水準の向上について

(1) 賃金水準向上の目標について

答 弁

新プランの策定に当たっては、これまで労働団体の代表者や経営者から、具体的な金額を目標値とした場合には、これを達成できない企業への影響が大きいことや、既に目標値を上回る賃金水準にある企業においては、更に引き上げる必要がないと判断するおそれがある旨の意見をいただいております。

また、賃金水準については、景気の影響を大きく受けるほか、業種や規模、従業員の年齢等によって異なるものであり、目標値として一律の金額を掲げることが困難であることも踏まえて発言したものであります。

一方で、賃金水準についての目標値を定めるべきとの意見も多くいただいたことから、金額そのものではなく社会減の大きな要因の一つと考えられる大都市圏との格差の縮小に向けて、その順位、まずは

地方圏の平均との格差の解消を目指すことにしたところであります。

新プランに掲げる目標値は、一層努力することによって到達できる「努力型」としており、本県の賃金水準は全国で低位にあるものの、過去一〇年間の平均伸び率は東京圏や地方圏平均を上回っていることも踏まえ、プロジェクトに掲げる取組を分野横断的に展開することにより達成可能と考えております。

また、新プランを推進していくためには、県民にとっての分かりやすさも重要であることから、「賃金水準の向上」に関しては、まさに賃金のレベルについて目標を設定したものであり、県民所得やその向上につながる労働生産性・県内就業率については、関連する指標として十分に経過を検証しながら、実効性の高い施策を推進してまいります。

質 問 要 旨

一

2

(2) 賃金水準向上に関する当初予算案について

答 弁

補助制度などの優遇措置については、給与総額及び初任給の引き上げを伴う複数年にわたる事業計画を要件として、有識者を交えた審査を行うことにしており、タスクフォースによる伴走支援や専門家派遣などのフォローアップを、きめ細かく実施することとで目標の達成を実現してまいります。

また、要件を給与総額とすることについては、国の税制優遇を参考に制度設計したものであり、賃金の引き上げ状況について、従業員への給与支給実績をヒアリングするなどして総合的に評価することにしております。

さらに、リーディングカンパニーなど地域経済をけん引する企業については、地域への波及効果の高い企業を想定しており、業種により、資本金や従業員規模が大きく異なることから、それぞれの分野毎

の成長性や企業業績、技術力などを考慮して補助事業等の対象としてまいります。

加えて、補助制度や融資制度については、優遇制度のある中小・小規模事業者向けの事業とともに、小規模企業の競争力強化のため、デジタル基盤の整備やM&A、協業化等の企業連携等を促進する事業を予定しているところであります。

今後も、リーディングカンパニーが、県内企業とサプライチェーンを形成しながら発展することで、同業他社や地域の中小・小規模事業者の賃上げにつながる効果が発揮され、地域全体の賃金水準が上昇するよう支援してまいります。

なお、施策の進捗管理については、個別企業のフォローアップを集約し、毎年度の新プランにおける施策評価において実施してまいります。

質 問 要 旨

一

2

(3) 法定外福利厚生の実充について

答 弁

特別休暇など、企業が任意で定めることができる法定外福利厚生の実充は、人材の確保・定着を図る上で重要であり、また、従業員のモチベーションや組織全体の生産性の向上にもつながることから、県では、働き方改革を推進する中で、在宅勤務や研修制度の導入など、県内企業による好事例の普及・促進を図ってまいりました。

また、来年度は、リモートワークの導入や従業員のカリキュラスアップなど、魅力ある職場づくりに取り組む企業を支援し、そうした取組の普及を図るほか、仕事と子育ての両立を応援する企業に対し、県の補助事業等において優遇することにより、福利厚生の実充を図ることによりしております。

今後とも、賃金水準の向上にもつながるよう、福利厚生など雇用環境の改善に取り組む県内企業を支援

してまいります。

質 問 要 旨

一

2

(4) 賃金水準向上に向けた人材投資について

答 弁

県内企業の生産性や賃金水準の向上を図るためには、設備投資や協業等による規模拡大などの取組に加え、産業構造の変化に対応した人材育成などにより、必要とされる分野へ人材を供給していくことが重要であります。

このため、県では、新プランにおいて、産業人材の確保・育成に重点的に取り組むこととし、デジタル技術者の確保・育成を図るほか、技術専門校における職業訓練の拡充、ニーズの高い分野への職業転換の促進や働きやすい職場づくりへの支援など、人材への投資を促進し、賃金水準の向上につなげてまいります。

また、技術専門校では、県内企業がデジタル技術を活用できるよう、在職者を対象として、基礎的技術を習得する「デジタル化支援講習」を今年度から

実施しており、参加者の意見等も踏まえながら、内容の充実を図ってまいります。

職業訓練の実施に当たっては、産業界や商工団体等のニーズを踏まえ、訓練内容に反映させているほか、県内企業から講師を招き、実務に直結した訓練を行っており、今後も、技術専門校が学び直しの拠点として、高校や大学などの教育機関や産業界、商工団体等と連携し、デジタル人材をはじめ、県内企業の成長を支える人材の育成を推進してまいります。

質 問 要 旨

一

3 高質な田舎・一〇年後の姿について

答 弁

本県の長年の課題である人口減少問題の克服には至っていないものの、これまでのプランに基づく取組により、自動車の一次サプライヤーやアニメーション制作等幅広い分野の企業誘致が進展するとともに、洋上風力発電の事業化が着実に図られているほか、エダマメ等の日本一の産地づくりや大規模畜産団地の整備が進み、農業産出額が大幅に増加しております。

また、健康寿命の延伸や自殺死亡率の改善、全県に及ぶ高速道路網の拡大に加え、社会減の縮小など、各分野において一定の成果が現れてきておりますが、いまだ多くの課題を有している現状においては、自らを採点する立場にはないものと考えております。いわゆる「思いを馳せた情景」については、価値観や性別など多様性の尊重が共通認識になりつつある中で、固定観念の押し付けにつながる可能性もある

り、新プランにおいても記載しておりませんが、概ね一〇年後の姿として、「個性が尊重され一人ひとりが躍動する姿」などの三つの具体像を、身近な事例を挙げながら分かりやすくお示ししたところであります。

新プランの目標達成に向けては、県政の主役である県民のご理解とご協力が不可欠でありますので、今後とも、様々な機会を通じて、私の思いを県民に伝えるとともに、皆様からの意見をしっかりと受け止めながら、誰もが希望を抱き、豊かさを実感できる秋田の実現を目指してまいります。

質 問 要 旨

二 大型国産材製材拠点の新設について

1 森林・林業・林産業への支援策について

答 弁

優良な森林資源と優れた木材加工技術の蓄積を背景として、「木材総合加工産地づくり」を推進している中、中国木材の進出に対し、関係者からは、原木需要の増大を期待する声がある一方、原木調達や、資源の減少を不安視する声も聞こえております。

県としましては、資源量には余力があるものと認識しており、原木が安定供給されることにより、中国木材と既存工場の共存共栄が図られれば、川上にも利益が還元され、再造林が進むなどの好循環が生まれるものと考えております。

このため、路網整備と高性能林業機械の導入促進により、原木の生産体制を強化するとともに、木材クラウドの活用による原木需給のマッチングを推進してまいります。

また、将来にわたって資源を循環利用できるよう、再造林を強力に推進するほか、県産材の販路拡大と

製材工場の競争力強化に向けた取組を支援するなど、総合的に施策を展開し、林業・木材産業の成長産業化を図ってまいります。

質 問 要 旨

二

2 原木の供給体制について

答 弁

県では、宮崎県の事例を参考に、林業団体と木材産業団体に協議の場を設けるよう働きかけたところであり、現在、定期的に情報交換を行いながら、原木の安定取引に関する協定の締結に向けた検討が進められております。

また、中国木材は、県内の素材生産業者等と意見交換しながら、原木調達に関する方針を固めていくものと思われ、県としましては、林業団体や木材産業団体の意向を踏まえて、中国木材との調整の橋渡し役を務めてまいります。

路網整備については、原木の生産拡大に不可欠であることから、林道や林業専用道の延伸に加え、新たに、高能率生産団地内の既設の道路を改良し、低コストで林業専用道に格上げすることにしており、来年度から調査を実施し、令和五年度から順次工事を進めてまいります。

質 問 要 旨

二

3 能代港の整備について

答 弁

令和二年三月に、能代港港湾計画を改訂し、おおむね一五年先の施設の配置や規模等を位置づけるとともに、洋上風力発電の基地港湾として、埠頭用地等の整備を進めております。

こうした中、このたびの大型製材工場の進出による能代港の利活用については、今後、企業から具体的な事業計画が示されるものと考えており、県としましても大いに期待しているところであります。

「新秋田元気創造プラン」においては、物流を支え本県産業の成長を後押しするため、港湾施設の整備を進めることにしており、大型製材工場等の今後の利用見通しを踏まえ、国や能代市、関係機関と連携を図りながら、必要な整備に取り組んでまいります。

質 問 要 旨

三 里親等への支援について

1 里親等への委託推進の状況について

答 弁

本県では、「秋田県社会的養育推進計画」に基づき、県内全市での里親制度説明会の開催や、ファミリーホームの開設の支援等を行っているほか、里親の包括的な支援を行うフオスタリング事業を、乳児院と児童養護施設において実施しております。

この事業では、里親の増加や養育能力の向上、里親と児童との丁寧なマッチング、里親委託後のきめ細かなフォローなどに取り組んでいるところであり、本県の里親委託の推進に大きな成果をもたらしているものと考えております。

今後、里親登録組数の更なる増加を図るとともに、里親委託前から児童の自立までの一貫した支援の充実を通じて、計画において令和六年度の目標に掲げた里親委託率二六パーセントの達成を図ってまいります。

質 問 要 旨

三

2 支援の充実について

答

弁

現在加入している里親損害賠償保険は、委託児童が第三者に損害を与えた場合のみ補償対象となっておりますが、今後は、里親自身のけがや家財の損害についても補償の対象にするなど、より安心して養育できる環境整備に努めてまいります。

また、里親と児童の双方と密接な関係がある里親支援専門相談員に、委託開始時にも関わっていたただくことは、信頼関係の構築や気軽に相談できる環境づくりに資するものであると思われまますので、今後、関係機関と協議しながら早急に取り組んでまいります。

質 問 要 旨

四 新スタジアム整備について

答 弁

秋田市のプロポーザルにおいて示されたスタジアムの整備条件については、提案者が満たすべき事項として市が定めたものであり、具体的な検討は、来年度以降まちづくり基本構想を策定する中で、事業パートナーの提案をたたき台に、県などと協議を行いながら進めていきたいとの説明を受けております。

県としましては、令和二年二月の「新スタジアム整備に向けた諸課題の調査・研究について」の最終報告で議会にお示した、「J2基準を満たすスタジアム整備が可能な面積と形状を有し、整備に大きな支障となる課題がないこと」という候補地に関する基本条件はあるものの、具体的な整備条件は、今後、市と共に検討してまいりたいと考えております。

また、「新秋田元気創造プラン」における「新スタジアムの整備に向けた検討」については、こうした整備条件に加え、整備・運営主体など事業手法等に関する検討を、市による具体的な候補地選定後に

行っていく旨記載したものであります。

なお、新プランの選択・集中プロジェクト「デジタル化の推進」は、県民生活に関わるあらゆる分野においてデジタル化が進展する中で、県としての全体的な方針を示したものであり、スタジアムや新県立体育館など個別施設の対応については、基本構想などの整備に向けた検討の過程において、当然にその時点における最新のものを取り入れていくこととなります。

質 問 要 旨

五 新型コロナウイルス感染症対策について

答 弁

これまで感染者については、入院や宿泊療養を原則としておりましたが、オミクロン株による急速な感染拡大に対応するため、県の調整本部の一元管理のもと、重症化リスクの低い無症状者や軽症者は、自宅療養を可能にしたところであり、対象者に対しては、今後の療養方針を保健所から丁寧に説明しております。

自宅療養者には、パルスオキシメーターや食料品、日用品などを配送しており、導入当初は感染者の急増により、配達が遅れたこともありましたが、緊急を要する場合には保健所による直接支援を行っているほか、配送作業の見直しなどにより、現在は遅れを改善しております。

また、自宅療養者の健康観察については、各保健所において、郡市医師会との協議を踏まえ、地域の実情に応じた協力を拡大していただいているところであります。

現段階では、入院が必要な方についても、適切に対応できている状況ではありますが、最大確保病床数に迫る感染状況となった場合には、一般医療との調整を図りつつ、緊急フェーズとして更なる病床確保を進めていくことも想定しており、こうした局面では、医療機関等と迅速に協議し、対応してまいります。